

別表第 1 (第 3 条関係)

基本点数			
区分	事由	保護者の状況	点数
1	就労	月の就労時間 170 時間以上	100
		月の就労時間 160 時間以上 170 時間未満	95
		月の就労時間 150 時間以上 160 時間未満	90
		月の就労時間 140 時間以上 150 時間未満	85
		月の就労時間 130 時間以上 140 時間未満	80
		月の就労時間 120 時間以上 130 時間未満	75
		月の就労時間 110 時間以上 120 時間未満	70
		月の就労時間 100 時間以上 110 時間未満	65
		月の就労時間 90 時間以上 100 時間未満	60
		月の就労時間 80 時間以上 90 時間未満	55
		月の就労時間 70 時間以上 80 時間未満	50
		月の就労時間 60 時間以上 70 時間未満	45
		月の就労時間 50 時間以上 60 時間未満	40
		月の就労時間 48 時間以上 50 時間未満	35
	内職		35
2	出産	出産予定日の 2 か月前の日の属する月の 1 日から、 出産日から起算して 2 か月後の日が属する月の月末 までの期間にあって、出産の準備又は休養を要する。	100
3	疾病又は負傷	入院又は入院に相当する治療又は安静を要し、乳幼 児の保育が不可	100
		月に 4 回以上通院加療を行い、常に安静を要し、乳 幼児の保育が困難	80
		月に 2 回以上通院加療を行い、常に安静を要し、乳 幼児の保育が困難	70
		月に 1 回以上通院加療を行い、常に安静を要し、乳 幼児の保育が困難	60

		上記には該当しないが、通院加療を行い、安静が必要で乳幼児の保育が困難	40	
	障害	身体障害者手帳	1 級又は 2 級	100
			3 級	90
			4 級	80
			その他	70
		精神障害者保健福祉手帳	1 級	100
			2 級	90
			3 級	80
		療育手帳	A1 又は A2	100
			B1	90
			B2	80
4	看護又は介護	同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を週 60 時間以上看護又は介護していること。	100	
		同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を週 40 時間以上看護又は介護していること。	70	
		同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を週 24 時間以上看護又は介護していること。	50	
		同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を週 12 時間以上看護又は介護していること。	30	
		上記には該当しないが、同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を看護又は介護していること。	20	
5		震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。	100	
6		求職活動(起業の準備を含む。)	10	

7	学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に定める学校に通学又は 国若しくは県設置の職業訓練施設その他これに準じる技能施設に通 学若しくは通所	月の就学 時間に 応じ、利用選 考基本点 数の区分 1 の時間区 分を適用 する。
8	児童虐待の防止等に関する法律(平成 12 年法律第 82 号)に定める児 童虐待を行っている又は再び行われるおそれがある場合	100
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護者等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号)に定める配偶者からの暴力により保育を行うこと が困難な場合	100
9	その他、特に保育が必要と認められる場合	児童及び 世帯の状 況等に 応じて判断 する。

別表第 2 (第 3 条関係)

調整点数		
区分	調整対象事項	点数
1	ひとり親世帯の場合	120
2	父母が不存在で、主たる保護者が祖父母等の場合	20
3	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による生活保護世帯であ って、就労による自立支援につながると認められる場合	30
4	児童の兄弟姉妹が市内の特定教育・保育施設等を利用し、又はそ の利用を申請している場合	5
5	認可保育所、地域型保育事業、家庭的保育事業及び企業主導型保 育事業の卒園児に対して、施設が連携施設を指定していない場合 (ただし、区分 4 の場合を除く。)	5
6	保護者が日本国外へ単身赴任している場合(保育の必要な事由	10

	が就労の場合に限る。)	
7	保護者が日本国内で単身赴任している場合（保育の必要な事由が就労の場合に限る。)	8
8	保護者のいずれかが保育士であって、いなべ市内の特定教育・保育施設等において直接雇用により勤務中又は勤務予定である場合（1日7時間以上かつ月20日以上勤務し、又は勤務する予定であること。)	20
9	生計中心者の失業等により、就労の必要性が高いと認められる場合	10
10	虐待又はDVにより、特に保育が必要と認める状態にある場合	100
11	保護者が育児休業からの復帰を予定し、かつ、復帰の確約書を提出している場合	3
12	年度の初日において満2歳児（4月2日生まれの者にあつては満3歳とする。）から小学校就学前子どもまでであつて、保護者が育児休業からの復帰を予定し、かつ、復帰の確約書を提出している場合（ただし、区分4又は11の場合を除く。)	8
13	認可外保育施設を利用し、又はその利用を申請している児童の3親等以内の血族が保育をし、保護者が常態として月48時間以上就労している場合	3
14	年度の初日において満2歳児（4月2日生まれの者にあつては満3歳とする。）から小学校就学前子どもまでであつて、認可外保育施設を利用し、又はその利用を申請している児童の3親等以内の血族が保育をし、保護者が常態として月48時間以上就労している場合（ただし、区分4又は13の場合を除く。)	8

別表第3（第3条関係）

優先順位	
順位	世帯状況の優先対象事項
1	本表の基本点数による点数に、調整点数を加減点した合計点数の高い世帯
2	ひとり親世帯の場合
3	生活保護法による生活保護世帯であつて、就労による自立支援につながると認められる場合
4	世帯で保育所等の利用者負担額等の滞納がない場合

5	児童の兄弟姉妹が市内の特定教育・保育施設等を利用し、又はその利用を申請している場合
6	養育している小学生以下の児童の人数が多い順
7	育児休業から復帰を予定している場合(保育が必要な事由が就労の場合に限る。)
8	保護者の基本点数区分が低い方の保護者の状況により基本点数区分8、5、1、2、3、4、7、6、9の順に優先
9	市町村民税の所得割額(市町村民税の所得割額に、住宅借入金等特別税額控除額及び寄附金税額控除額を加算した金額)が低位の世帯

備考

- 1 保護者それぞれについて、本表中の「基本点数」に、「調整点数」を加減点した合計点数の高い世帯の児童から選考する。
- 2 「基本点数」に「調整点数」を加減点した合計点数が同一点数の場合は、「優先順位」により選考する。